

8. 在職老齢年金の見直し

- 60歳台前半の在職老齢年金の受給権者の賃金分布…………… P1
- 在職老齢年金の基準緩和による手取り収入への影響…………… P2
- 60歳台以降の在職老齢年金制度について(給付額への影響)…………… P3
- 高齢者の就業実態に関する研究—高齢者の就労促進に関する研究中間報告—…………… P4
(著作権の関係で資料のタイトルのみ掲載)
- 65歳以降の老齢厚生年金の繰下げ制度の導入(平成19年4月施行)…………… P23

9. 標準報酬月額の上限の見直し

- 標準報酬月額の上限設定の考え方／標準報酬月額の上限に該当する被保険者の割合…………… P24
- 標準報酬月額別被保険者数(平成19年度末現在)…………… P26
- 健康保険制度における標準報酬月額の上限／年金と健康保険の標準報酬月額の変遷…………… P27
- 標準報酬月額の上限を引き上げた場合の負担と給付等について…………… P29
- 標準報酬月額の上限を引き上げた場合の財政影響(粗い試算)…………… P30
- 夫のみ就労世帯の所得別年金月額及び所得代替率(標準報酬月額の上限を引き上げた場合の影響)…………… P31

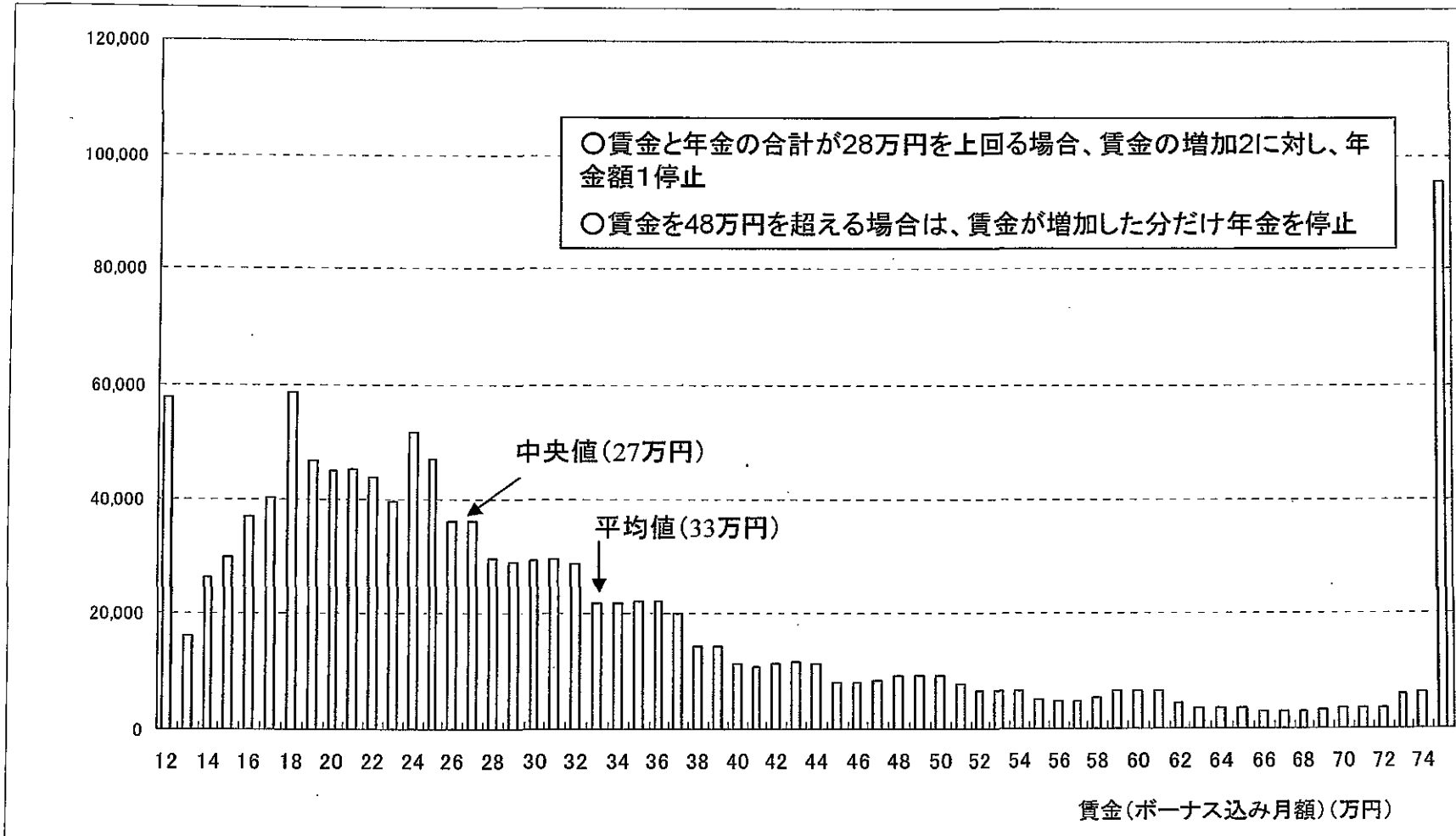
8. 在職老齢年金の見直し

60歳台前半の在職老齢年金の受給権者の賃金分布

○ 60歳台前半の在職老齢年金の受給権者(年金の全部を支給停止されている者も含む。)の賃金*の中央値は27万円であり、平均値は33万円である。

受給権者数

* ボーナス込み月額額の推計値



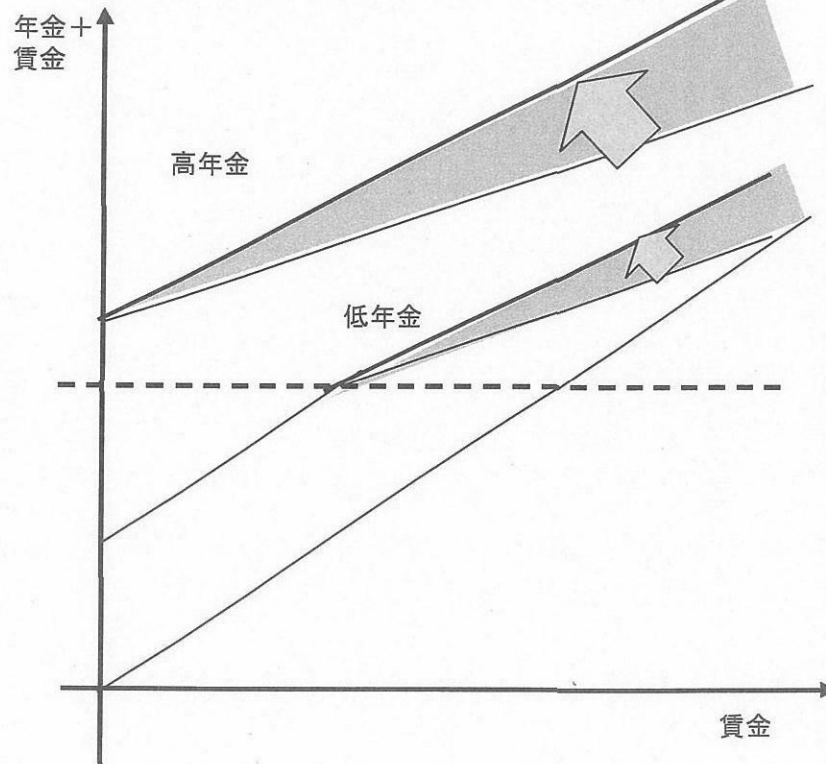
(注)60歳代前半の在職老齢年金制度の受給権者(年金の全部を停止されている者も含む。)の総数は、126万人。

【出典:社会保険庁の業務データ(平成18年度末)を基に厚生労働省年金局が推計】

在職老齢年金の基準緩和による手取り収入への影響

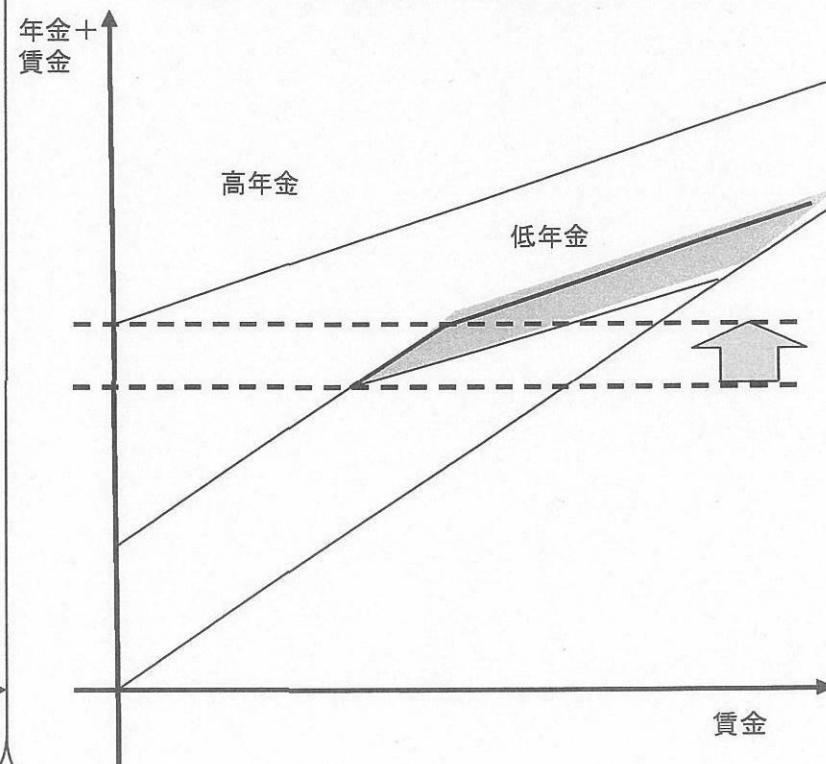
支給停止割合(賃金2に対して年金1を停止)の緩和

→ 同一賃金であれば、収入(年金+賃金)が高いほど給付改善効果が高い



支給停止基準額の(28万円)引上げ

→ 左に比べて、低年金者層への給付改善効果が高い(高年金者には改善効果なし)



60歳台以降の在職老齢年金制度について

60歳～64歳

約90万人、約0.8兆円
(平年度ベースの推計値)(注)

- 賃金(ボーナス込み月収)と年金(定額部分(65歳以降における基礎年金に相当)も含む)の合計額が28万円(※1)を上回る場合は、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。
- 賃金が48万円(※2)を超える場合は、賃金が増加した分だけ年金を停止する。
 - * 平成16年改正により、在職中に一律2割の年金を停止していた仕組みを廃止。

65歳～69歳

約20万人、約0.2兆円
(平年度ベースの推計値)

- 基礎年金は全額支給する。
- 賃金(ボーナス込み月収)と厚生年金(報酬比例部分)の合計額が48万円(※2)を上回る場合には、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。(平成12年改正で導入)

70歳～

約20万人、約0.2兆円
(平年度ベースの推計値)

- 平成16年改正により、65歳～69歳と同じ取扱いとする。
(ただし、保険料負担はなし)
 - * 平成16年改正前は年金を全額支給

◎ 在職支給停止制度の年金財政への影響は、最終保険料率換算で0.7%程度に相当。

※1 総報酬制の導入前は22万円(標準的な年金受給世帯の給付水準(夫婦の基礎年金と夫の厚生年金))だったが、総報酬制の導入に伴い平成16年4月から28万円となった(総報酬制導入前の額に1.3を乗じて得た額をもとにしている)。

※2 総報酬制の導入前は37万円(現役男子被保険者の平均的賃金)だったが、総報酬制の導入に伴い平成16年4月から48万円となった(総報酬制導入前の額に1.3を乗じて得た額をもとにしている)。

(注)人数は、年金の一部又は全部の支給停止の者の数、金額は、平年度ベースの給付額への影響額